

【事案Ⅱ－９】入院共済金請求

- ・ 平成 27 年 2 月 19 日 和解解決

<事案の概要>

頸椎症性神経根症による頸部の痛み、しびれの治療をするため整形外科病院へ 101 日間の入院をして、共済金を請求したところ、共済団体の入院の定義に該当するのは 14 日分の入院とし、14 日間の病気入院共済金以外は認めないことを不服として、101 日間の入院共済金 808,000 円を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

入院共済金日額 8,000 円に、入院期間 101 日に乗じた合計 808,000 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 頸椎症性神経根症による首の痛みや重さ、手のしびれ等の治療のため、整形専門の A 整形病院に入院した。午前中から午後 5 時位まで理学療法の先生によるリハビリ等を実施しており、これらの治療は通院では不可能である。リハビリ等は日曜、祝祭日、正月も続けており、また、外出、外泊はしていない。
- (2) 入院中の治療内容は何も変わっていない。「入院の定義ではそうなっている」との共済団体の説明のみでは、14 日間の入院しか認めない理由がわからない。
- (3) 共済団体が入院 14 日間しか認めないのであれば、理由、調べた結果の証拠を提出すべきである。共済団体からは、点滴しているからといって入院共済金が出るとは限らないと述べているが、共済団体は何をどう調査したのか信用できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 疾病入院に対する共済金の支払については、約款・事業規約で「この会は、疾病入院特約において、被共済者が共済期間（中略）中に疾病の治療を目的として病院または診療所へ入院（中略）を開始した場合には、共済期間中の入院について、疾病入院共済金として次の金額を支払います。『疾病入院特約共済金額×入院日額』と定めている。
また、共済金の支払対象となる「入院の定義」に関し「「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と定めている。
- (2) 頸椎症性神経根症の基本的な治療方針は、6～8 週間程度の保存治療であり、基本的には外来通院によって行われ、保存的治療の効果が認められないほどに進行した麻痺および耐え難い疼痛がある場合に手術が行われるのが一般的である。

- (3) 申立人の症状に関して検討すると、看護記録、医師に対する医療照会の結果、入院直後から保存的治療の効果が認められない程に進行した麻痺や耐え難い疼痛があったとはいえ、薬物療法で自制内であったことは明らかである。
- (4) 日常生活の支障の程度について検討すると、自覚症状、他覚的所見ともに異常はみられるものの、①跛行なく自力歩行が可能であったこと、②ベッド上絶対安静期間はなかったこと、③車いす、両松葉杖の歩行補助具の使用も無く、ADL（日常生活動作）においても初診時から自力で可能であったことは明らかである。
- (5) 申立人の症状、日常生活の支障の程度、治療内容および治療に要する時間、いずれの観点から検討しても、本件入院は「自宅等での治療が困難」であったためになされたものとは言えず、「入院の定義」に当たらない。
- (6) もっとも共済団体は、医師に対する医療照会の結果から、入院して14日目には頸部痛が軽減したと明確に記載されていることから、14日分の入院の必要性を認める。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面等に基づき審議をすすめ当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。